

苫小牧市現場代理人の兼任等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、発注者が現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととした場合の事務取扱について必要な事項を定める。

(配置期間)

第2条 現場代理人の配置期間は、当該工事の着手日から完成届提出日までとする。

(常駐を要しない期間)

第3条 現場代理人は、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制が確保され、必要に応じて工事現場に立ち会う等速やかな対応が取れるときには、工事現場における常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼任を認める工事)

第4条 現場代理人の兼任を認めることができる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 次に掲げる条件をすべて満たす工事

ア 本市発注の工事であること。

イ 予定価格が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の工事であること

ウ 現場代理人を兼務不可とする工事でないこと。（入札告示別表、特記仕様書等に明記する。）

- (2) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者が管理できるとされた密接な関係のある2件の工事

2 次に掲げる事項を考慮し、合計2件までの工事について現場代理人の兼任を認めることができる。ただし、安全管理、工程管理上の理由等により兼任を認めることが適当でないと判断される場合は、兼任を認めない。

- (1) 常駐を要する期間（配置期間のうち常駐を要しない期間を除いた期間）が兼任する工事の常駐を要する期間に重複しないこと
- (2) 特記仕様書等において兼任を認めないと指定する期間（工程）との重複がないこと
- (3) 事情を勘案し、兼任を認めることが妥当と判断されるものであること

3 前項の兼任件数に少額工事等及び見積工事の件数を含まないものとする。

(兼任の届出)

第5条 現場代理人の兼任をしようとする場合は、「現場代理人兼任届出書」（様式1）を市長に提出しなければならない。

(安全管理等)

第6条 受注者は、現場代理人を兼任させた場合は、現場代理人を一方の工事に偏ることなく、必ずいずれかの工事現場に常駐させるとともに、安全管理の不徹底による事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮をしなければならない。

(連絡体制)

第7条 受注者は、現場代理人が常に市及び工事現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち会うことができる体制を整えること。兼任の有無にかかわらず、一時的に現場を離れる場合も同様とする。

2 受注者は、現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等（役員を含む。）で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万全を期さなければならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(兼任の取消し等)

第8条 現場代理人の兼任をすることによって、現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼任を取り消すものとする。

(営業所の専任技術者等との兼務)

第9条 現場代理人は、主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。ただし、第4条第1項第2号の工事を除き、現場代理人が専任の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、現場代理人は他の工事の現場代理人を兼任することはできない。

2 建設業法（昭和24年法律第100号）における営業所の専任技術者については、予定価格が500万円未満の工事1件に限り、現場代理人との兼務を認めるものとする。この場合、第5条から第8条までの規定を準用する。

附 側

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 苫小牧市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置試行取扱要領（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

附 側

この要領は、平成25年11月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 側

この要領は、令和元年５月７日から施行する。

附 側

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年３月１日から施行する。

様式 1

工事等記号番号	()
---------	-----

現場代理人兼任届出書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

住所
名称
代表者

現場代理人 兼任させたいので、次のとおり届出します。

なお、工事の施工に当っては、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期すことを誓約します。兼任が続行できないと判断された場合には、兼任を取りやめます。

工事1 現在、現場代理人として従事している工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事2 上記代理人が、これから兼任しようとする工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事 1	決裁年月日	課長 課長補佐 係長 主査 係	工事監	

工事 2	決裁年月日	課長 課長補佐 係長 主査 係	工事監	